

奈良県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定された次の施設について、廃止した旨五條市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年九月十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福 井 英 之

別紙のとおり

名 称	所 在 地
五條市立老人憩の家	五條市霊安寺町 2 2 0 5